

平成 30 年度

姫路市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

姫路市監査委員

- (注)
- 1 各比率の算定の基礎となる数値は、決算統計上の千円単位の数値を用いています。また、当該数値は速報値であり、本審査の後に修正される可能性があります。
 - 2 表中の年度の表示は、原則として「平成」を省略しています。
 - 3 各表において、「0」又は「0.0」は当該表中での計算の結果零となっていることを表し、「－」は該当する数値がないことを表します。
 - 4 他都市との比較においては、他都市の平成30年度の数値が揃わないため、平成29年度の数値を用いています。
 - 5 * 印を付した用語については、巻末に説明を付しています。

令和元年8月22日

姫路市長 清 元 秀 泰 様

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	西 本 眞 造
同	井 川 一 善

平成30年度姫路市各会計決算に基づく健全化判断
比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成30年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

目 次

平成30年度 健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	実質赤字比率	4
2	連結実質赤字比率	6
3	実質公債費比率	8
4	将来負担比率	12
参考	類似都市との比較	
1	人口40万人以上の中核市との比較	20
2	連結実質赤字比率と将来負担比率からみた財政状況	20

平成30年度 資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	24
第2	審査の期間	24
第3	審査の方法	24
第4	審査の結果	24
1	地方公営企業法適用会計	
(1)	水道事業会計	26
(2)	下水道事業会計	27
(3)	都市開発整備事業会計	28
2	地方公営企業法非適用会計	
(1)	卸売市場事業特別会計	29
	用語の説明	30

平成30年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年6月24日から同年7月31日まで

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、公債台帳、交付税台帳、設立法人等財務諸表その他の関係書類を照合し、その適正性について審査しました。

なお、審査の過程では、関係者に対する質疑の方法も併用しました。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

審査結果の概要は、次に述べるとおりです。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため、算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため、算出されませんでした。

3 実質公債費比率

3.6%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

将来負担額が充当可能財源等を下回ったため、算出されませんでした。

全ての比率は、早期健全化基準未滿であるとともに、平成27年度から平成31年度(令和元年度)までを計画期間とする「姫路市行財政改革プラン2019」の財政運営に関する数値目標を達成しています。

今後も、引き続き、健全な財政運営を維持されることを要望します。

また、大規模事業やインフラの老朽化対策等を重点的に実施するため、各比率の推移に留意しつつ、適正な起債マネジメントに努めることを要望します。

近年における各比率の推移は、次のとおりです。

(単位 %)

健全化判断比率	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	姫路市行財政改革プラン2019目標値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	黒字	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	黒字	16.25	30.00
実質公債費比率	6.4	5.5	4.7	4.2	3.6	9.9以下	25.0	35.0
将来負担比率	25.1	9.6	0.7	3.7	—	70.0以下	350.0	

地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上であれば、財政健全化計画を定めなければならないとされていますが、本市においては、従来から、全ての比率が早期健全化基準未満です。

なお、各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、3ページの図のとおりです。本市の7つの特別会計については、国の定める基準により、その性質に応じて、3種類(①～③)に区分されています。本市の決算では、地方公営企業法を適用している④を「公営企業会計」と呼んでいますが、各比率の算定上は、③についても「公営企業会計」に含むものとして取り扱われ、以下の記述においても、③及び④の総称として「公営企業会計」といいます。

各比率の詳細については、4ページ以降に示します。

各比率の算定の対象となる会計等の範囲

姫路市	公営事業会計	一般会計等 (普通会計)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計 	実質赤字比率の算定の対象 連結実質赤字比率の算定の対象 実質公債費比率の算定の対象 将来負担比率の算定の対象 (各会計ごと に算定)
		①	<ul style="list-style-type: none"> ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 (注1) ・奨学学術振興事業特別会計 ・財政健全化調整特別会計 	
		②	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業特別会計 ・介護保険事業特別会計 ・後期高齢者医療事業特別会計 	
		③	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場事業特別会計 (注2) ・(食肉センター事業特別会計) (注3) 	
姫路市が 加入する 組合等	公営企業会計	地方公営 企業法 非適用	<ul style="list-style-type: none"> ④ ・水道事業会計 ・下水道事業会計 ・都市開発整備事業会計 	
		一部事務 組合	<ul style="list-style-type: none"> ・にしはりま環境事務組合 ・姫路福崎斎苑施設事務組合 ・中播衛生施設事務組合 ・くれさか環境事務組合 ・中播農業共済事務組合 ・市川町外三ヶ市共有財産事務組合 ・加古川市外2市共有公会堂事務組合 ・兵庫県競馬組合 	
		広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県後期高齢者医療広域連合 	
姫路市が設立した法人			<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人姫路市まちづくり振興機構 	

(注1) 平成26年10月1日付で母子・寡婦福祉資金貸付特別会計から改正されました。
 (注2) 平成27年4月1日付で中央卸売市場事業特別会計から改正されました。
 (注3) 平成26年度末をもって廃止し、食肉センターは平成27年度から民間事業者による事業譲渡されました。

1 実質赤字比率

平成26年度以降の実質赤字比率の推移は第1-1表のとおりです。

第1-1表 実質赤字比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
実質赤字額 [=a1+a2+a3] A	△5,445,841	△5,617,073	△5,563,249	△5,740,040	△5,548,407
繰上充用額* a1	△5,497,767	△5,682,678	△5,628,056	△5,806,061	△5,617,604
支払繰延額* a2	—	—	—	—	—
事業繰越額* a3	51,926	65,605	64,807	66,021	69,197
標準財政規模* B	119,169,399	119,599,632	120,954,947	119,813,260	119,754,707
A/B ×100	△4.56	△4.69	△4.59	△4.79	△4.63
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25	11.25
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

(注) 実質黒字である場合、実質赤字額は負の値で表されます。この場合、実質赤字比率は算出されません。また、繰上充用額は発生しないので、負の値で表記しています。

実質赤字比率は、次の算定式により求められます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B} \times 100$$

実質赤字額 **A** は、繰上充用額 **a1** に支払繰延額 **a2** 及び事業繰越額 **a3** を加えたものです。

なお、実質赤字額 **A** は、歳入と歳出の差引額（形式収支）から翌年度に繰り越すべき財源（継続費通次繰越、繰越明許費繰越、事故繰越等）を控除した額ということもできます。

当年度の実質赤字比率は、実質赤字額 **A** が △5,548,407 千円となり、実質黒字となったため、算出されませんでした。

各算定項目についてみると、次のとおりです。

繰上充用額 **a1** は △5,617,604 千円、事業繰越額 **a3** は 69,197 千円で、支払繰延額 **a2** は発生しませんでした。これらの合計である実質赤字額 **A** △5,548,407 千円を標準財政規模 **B** 119,754,707 千円で割ると △4.63% となり、早期健全化基準である 11.25% を 15.88 ポイント下回っています。

事業繰越額 a3 は、その全額が母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計に係るものです。これは、母子父子寡婦福祉資金貸付に係る剰余金が、後年度において貸し付けるための財源であり、事業繰越として取り扱われることによるものです。

各会計間の繰入、繰出等の重複額を控除した純計による当年度の実質黒字額を会計別に示すと、第1-2表のとおりで、全体で 5,548,407 千円の実質黒字となっています。

第1-2表 純計による会計別実質黒字額（一般会計等）

(単位 千円)

会 計 名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質黒字額 (1)-(2)-(3)
一 般 会 計	207,925,690	198,481,073	3,896,210	5,548,407
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業特別会計	119,692	50,495	69,197	0
奨学学術振興事業特別会計	29,336	29,336	—	0
財政健全化調整特別会計	149,867	149,867	—	0
合 計	208,224,585	198,710,771	3,965,407	5,548,407

2 連結実質赤字比率

平成26年度以降の連結実質赤字比率の推移は、第2-1表のとおりです。

第2-1表 連結実質赤字比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
連結実質赤字額 A [= a1 + a2 - a3 - a4]	△23,217,515	△21,942,633	△23,045,495	△24,966,214	△21,431,782
実質赤字合計額 a1	—	—	—	—	—
資金不足額合計額 a2	—	—	—	—	—
実質黒字額合計額 a3	10,886,625	9,345,742	9,760,885	11,740,992	6,928,464
資金剰余額合計額 a4	12,330,890	12,596,891	13,284,610	13,225,222	14,503,318
標準財政規模 B	119,169,399	119,599,632	120,954,947	119,813,260	119,754,707
A / B × 100	△19.48	△18.34	△19.05	△20.83	△17.89
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
早期健全化基準	16.25	16.25	16.25	16.25	16.25
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00	30.00

(注) 連結実質黒字である場合、連結実質赤字額は負の値で表されます。この場合、連結実質赤字比率は算出されません。

連結実質赤字比率は、次の算定式により求められます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 A}}{\text{標準財政規模 B}} \times 100$$

連結実質赤字額 **A** は、一般会計等及び狭義の公営事業会計（公営企業会計を除いた会計）の実質赤字合計額 **a1** と公営企業会計の資金不足額合計額 **a2** の合算額から、実質黒字合計額 **a3** と資金剰余額合計額 **a4** の合算額を差し引いた額です。

当年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額 **A** が △21,431,782 千円であり、連結実質黒字となったため、算出されませんでした。

連結実質赤字額 **A** △21,431,782 千円を標準財政規模 **B** 119,754,707 千円で割ると △17.89% となり、早期健全化基準である 16.25% を 34.14 ポイント下回っています。

公営企業会計以外の公営事業会計の総計による会計別実質黒字額は、第2-2表のとおりであり、公営企業会計の会計別資金剰余額は、第2-3表のとおりです。

当年度の国民健康保険事業特別会計の実質黒字額は 979,668 千円で、前年度 (5,811,675 千円) に比べ 4,832,007 千円減少しています。その主な要因は、当年度より、国民健康保険財政安定化基金を設置し、事業勘定の歳入歳出の決算上生じた剰余金 4,708,050 千円を基金に積み立てたことによるものです。

第 2 - 2 表 総計による会計別実質黒字額 (公営企業会計以外の公営事業会計)

(単位 千円)

会 計 名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質黒字額 (1)-(2)-(3)
国民健康保険事業特別会計	58,644,904	57,665,236	—	979,668
介護保険事業特別会計	42,210,062	42,030,441	—	179,621
後期高齢者医療事業特別会計	7,363,776	7,143,008	—	220,768
合 計	108,218,742	106,838,685	—	1,380,057

第 2 - 3 表 会計別資金剰余額 (公営企業会計)

(単位 千円)

会 計 名		流動 資産等 (1)	算入地方債 及び長期借入金 (2)	流動 負債等 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金剰余額 (1)-(2) -(3)+(4)
法 適 用	水道事業会計	8,222,176	—	749,285	—	7,472,891
	下水道事業会計	6,237,134	—	4,453,703	—	1,783,431
	都市開発整備事業会計	4,968,319	—	3,735	—	4,964,584
	小 計	19,427,629	—	5,206,723	—	14,220,906
会 計 名		歳入額 (1)	繰越明許費等 —未収入特定財源 (2)	歳出額 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金剰余額 (1)-(2) -(3)+(4)
法 非 適 用	卸売市場事業特別会計	1,844,959	—	1,562,547	—	282,412
	小 計	1,844,959	—	1,562,547	—	282,412
合 計		21,272,588	—	6,769,270	—	14,503,318

(注) 1 「法適用」は地方公営企業法を適用している会計であり、「法非適用」は同法を適用していない会計です。

2 法適用の会計の(2)において、長期借入金は宅地造成事業を行う企業についてのみ算定されます。

3 「流動資産等」は、流動資産から控除財源等を差し引いた額です。

4 「流動負債等」は、流動負債から控除企業債を差し引いた額です。

3 実質公債費比率

平成26年度以降の実質公債費比率の推移は、第3-1表のとおりです。

第3-1表 実質公債費比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地方債の元利償還金 A 〔= a1 - a2 - a3〕	21,077,293	20,358,498	21,146,148	19,853,835	19,658,181
一般会計等に係る公債費 a1	21,231,485	23,400,907	21,315,178	21,640,368	20,174,754
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 a2	2,525	2,880,742	697	1,618,200	348,240
満期一括償還地方債*の 元金の償還額 a3	151,667	161,667	168,333	168,333	168,333
地方債償還に充当される 特定財源* B	4,623,204	4,322,969	4,334,570	3,853,133	3,939,777
公債費充当一般財源等額 A - B	16,454,089	16,035,529	16,811,578	16,000,702	15,718,404
地方債の準元利償還金 C	7,530,688	7,081,688	6,448,944	5,746,415	5,369,383
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額*算入額 D	19,219,290	18,405,346	18,459,817	18,251,127	18,126,603
単年度実質公債費比率 算定式の分子 A + C - B - D	4,765,487	4,711,871	4,800,705	3,495,990	2,961,184
標準財政規模 E	119,169,399	119,599,632	120,954,947	119,813,260	119,754,707
単年度実質公債費比率 算定式の分母 E - D	99,950,109	101,194,286	102,495,130	101,562,133	101,628,104
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D) / (E-D) × 100	4.76787	4.65626	4.68384	3.44222	2.91375
実質公債費比率 (直近3箇年平均値)	6.4	5.5	4.7	4.2	3.6
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

(注) 1 単年度実質公債費比率は小数点以下6位を四捨五入しています。

2 実質公債費比率は小数点以下1位未満を切り捨てています。

実質公債費比率は、直近3箇年度において、それぞれ次の算定式により求められる比率(以下「単年度実質公債費比率」という。)の平均値です。

$$\text{単年度実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金 A} + \text{準元利償還金 C} - \text{充当特定財源 B} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

単年度実質公債費比率は、平成28年度が4.68384%、平成29年度が3.44222%、平成30年度が2.91375%です。当年度の実質公債費比率は、これらの平均値である3.6%となり、早期健全化基準である25.0%を21.4ポイント下回っています。

当年度の実質公債費比率は、前年度に比べ0.6ポイント低下しています。その主な要因は、地方債の準元利償還金Cのうち、公営企業債の償還に充当された一般会計等からの繰入金c2の減少等によるものです。

各算定項目についてみると、次のとおりです。

地方債の元利償還金Aは、各年度の一般会計等に係る公債費a1から、各年度に繰上償還を行った額及び借換債を財源として償還を行った額の合計額a2並びに満期一括償還地方債の満期が到来した際の元金償還金額a3を差し引いたものです。なお、平成28年度が21,146,148千円、平成29年度が19,853,835千円、平成30年度が19,658,181千円です。

地方債の償還に充てられる特定財源Bは、平成28年度が4,334,570千円、平成29年度が3,853,133千円、平成30年度が3,939,777千円で、その内訳は、第3-2表のとおりです。

第3-2表 地方債償還に充当される特定財源

(単位 千円)

区 分	28年度	29年度	30年度
国 県 等 か ら の 利 子 補 給	—	—	—
貸付金の財源として発行した地方債（転貸債*）に係る貸付金の元利償還金	15,770	14,085	9,962
公 営 住 宅 使 用 料	757,480	701,531	682,790
都市計画事業の財源として発行された地方債償還に充当した都市計画税	3,561,320	3,137,517	3,247,025
そ の 他 特 定 財 源	—	—	—
合 計 B	4,334,570	3,853,133	3,939,777

地方債の準元利償還金Cは、平成28年度が6,448,944千円、平成29年度が5,746,415千円、平成30年度が5,369,383千円で、その内訳は、第3-3表のとおりです。

第3-3表 地方債の準元利償還金

(単位 千円)

区 分	28年度	29年度	30年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)等 c1	168,333	168,333	168,333
公営企業債の償還に充当された一般会計等からの繰入金 c2	5,809,586	5,114,452	4,745,178
組合等に係る地方債の償還に充当された一般会計等からの補助金又は負担金 c3	74,577	74,751	74,779
公債費に準ずる債務負担行為*に係るもの c4	394,596	387,144	379,419
一時借入金*の利子(繰替運用を除く。) c5	1,852	1,735	1,674
合 計 C	6,448,944	5,746,415	5,369,383

また、公営企業債の元利償還の財源に充てた一般会計繰入金c2について、繰入れ先の会計の内訳は、第3-4表のとおりで、下水道事業会計が大半を占めています。

第3-4表 公営企業債の元利償還の財源に充てた一般会計等からの繰入金

(単位 千円)

会 計 名	28年度	29年度	30年度
水 道 事 業 会 計	75,465	62,556	59,490
下 水 道 事 業 会 計	5,659,253	4,979,175	4,613,194
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	62,758	60,611	60,384
介護保険(介護サービス)事業特別会計	12,110	12,110	12,110
合 計 c2	5,809,586	5,114,452	4,745,178

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 D は、平成 28 年度が 18,459,817 千円、平成 29 年度が 18,251,127 千円、平成 30 年度が 18,126,603 千円で、その内訳は、第 3-5 表のとおりです。

なお、「事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費」は、主として下水道費、清掃費、道路橋りょう費等に係るものです。「災害復旧費等に係る基準財政需要額」は、主として臨時財政対策債、公害防止事業債、合併特例債等の償還費に係るものです。「密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金」は、水道事業の一般会計出資債、簡易水道事業債に係るものです。

第 3-5 表 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位 千円)

区 分	28 年度	29 年度	30 年度
事業費補正*により基準財政需要額に算入された公債費	3,949,562	3,613,823	3,460,891
災害復旧費等に係る基準財政需要額	14,481,935	14,608,030	14,632,982
密度補正*により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	28,320	29,274	32,730
合 計 D	18,459,817	18,251,127	18,126,603

4 将来負担比率

平成26年度以降の将来負担比率の推移は、第4-1表のとおりです。

第4-1表 将来負担比率の推移

(単位 千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
将来負担額 [=a1+a2+a3+a4+a5+a6+a7+a8] A	319,903,554	302,278,502	285,135,520	280,525,580	273,123,253
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	199,661,973	198,684,175	197,036,367	199,199,594	199,282,962
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	3,366,521	2,745,242	2,124,009	1,502,793	882,330
公営企業債等繰入見込額 a3	85,493,446	70,953,698	56,186,702	49,811,943	44,090,083
組合等の地方債の償還に係る 本市の負担等見込額 a4	687,721	559,556	494,970	424,118	352,675
退職手当支給予定額に係る 一般会計等の負担見込額 a5	29,341,590	28,224,655	28,374,752	28,912,786	28,039,913
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	1,352,303	1,111,176	918,720	674,346	475,290
連結実質赤字額 a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額 B	53,239,747	57,672,717	58,164,848	56,883,539	61,780,863
充当可能特定歳入の額 C	46,722,486	41,408,812	36,634,791	34,341,494	32,647,728
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	194,771,289	193,473,695	189,583,380	185,464,409	181,393,669
実質的な将来負担額 A-B-C-D	25,170,032	9,723,278	752,501	3,836,138	△2,699,007
市民一人当たりの実質的な将来負担額	46,492円	17,995円	1,396円	7,138円	△5,034円
標準財政規模 E	119,169,399	119,599,632	120,954,947	119,813,260	119,754,707
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	19,219,290	18,405,346	18,459,817	18,251,127	18,126,603
将来負担比率算定式の分母 E-F	99,950,109	101,194,286	102,495,130	101,562,133	101,628,104
(A-B-C-D)÷(E-F)×100	25.1	9.6	0.7	3.7	△2.6
将来負担比率	25.1	9.6	0.7	3.7	—
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

(注) 1 各年度の市民一人当たりの実質的な将来負担額の算出に当たっては、当該年度末の住民基本台帳人口(外国人を含む全人口)を用いています。

2 将来負担額が充当可能財源等を下回る場合、実質的な将来負担額は負の値で表されます。この場合、将来負担比率は算出されません。

将来負担比率は、次の算定式で求めることができます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能基金額 B} - \text{特定財源見込額 C} - \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 D}}{\text{標準財政規模 E} - \text{一元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 F}} \times 100$$

当年度の将来負担比率は、将来負担額 A が充当可能財源等 B + C + D を下回ったため、算出されませんでした。

なお、上記の算定式に係る当年度の算定結果は △2.6% であり、早期健全化基準である 350.0% を 352.6 ポイント下回っています。

また、当年度の算定結果（△2.6%）は、前年度の将来負担比率（3.7%）に比べ 6.3 ポイント低下しています。

その主な要因としては、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 D は減少したものの、公営企業債等の償還に係る一般会計繰入見込額 a3 の低下に伴い、将来負担額 A が減少したことや、国民健康保険財政安定化基金等の設置に伴い、充当可能基金額 B が増加したこと等によるものです。

なお、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額 D は、今後、市債の償還財源に充当される地方交付税収入の見込額に相当します。

平成 28 年度が 189,583,380 千円、平成 29 年度が 185,464,409 千円、平成 30 年度が 181,393,669 千円で、交付税措置のある地方債元利償還金残高の減少に伴い、低下傾向にあります。

その他の各算定項目については、次のとおりです。

将来負担額 A は、一般会計等に係る地方債現在高 a1、債務負担行為に基づく支出予定額 a2、公営企業債等の償還に係る一般会計等からの繰入見込額 a3、組合等の地方債の償還に係る本市の負担等見込額 a4、退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 a5、本市が設立した法人の負債額等に係る一般会計等の負担見込額 a6 等を合計したものです。なお、平成 28 年度が 285,135,520 千円、平成 29 年度が 280,525,580 千円、平成 30 年度が 273,123,253 千円です。

将来負担額 A は、標準財政規模 E の約 2.3 倍となっています。また、実質的な将来負担額 A - B - C - D は、市民 1 人当たり △5,034 円で、前年度に比べ 12,172 円低くなっています。

当年度末における一般会計等に係る地方債の現在高 a1 は 199,282,962 千円で、前年度 (199,199,594 千円) に比べ 83,368 千円増加しています。

その内訳は、第4-2表のとおりです。主なものは、臨時財政対策債 89,191,558 千円、旧合併特例事業債 23,636,403 千円、公共事業等債 13,476,167 千円、学校教育施設等整備事業債 12,954,169 千円です。

第4-2表 一般会計等に係る地方債の現在高

(単位 千円)

起債区分	28年度末 残高	29年度末 残高	30年度末 残高	起債による主な事業
公共事業等債	14,429,862	13,870,997	13,476,167	姫路駅周辺土地区画 整理事業
災害復旧事業債	62,079	50,986	48,667	農業基盤施設災害復 旧事業
学校教育施設等整備事業債	7,676,797	11,345,898	12,954,169	学校整備事業
社会福祉施設等整備事業債	1,055,882	1,098,527	1,451,305	児童センター(星の 子館)整備事業
一般廃棄物処理事業債	9,453,553	8,295,895	7,290,866	新美化センター整備 事業
施設整備事業債	1,948,554	1,821,303	1,718,169	私立特別養護老人ホ ーム整備助成事業
地域活性化事業債	1,300,204	1,179,979	1,038,912	緑化推進事業
防災対策事業債	699,261	608,514	498,812	市立姫路高等学校校 舎耐震化事業
旧合併特例事業債	24,466,176	24,574,323	23,636,403	新市建設計画事業
地方道路等整備事業債	13,684,385	12,777,022	11,900,943	地方道路等整備事業
緊急防災・減災事業債	1,705,522	1,849,120	1,795,414	消防救急デジタル無 線システム整備
公共施設等適正管理推進事業債	—	186,300	554,100	市民センター大規模 改修
辺地対策事業債	—	—	63,100	道路橋りょう整備事 業
臨時財政対策債	83,914,656	86,454,832	89,191,558	
その他	36,639,436	35,085,898	33,664,377	
合計 a1	197,036,367	199,199,594	199,282,962	

債務負担行為に基づく支出予定額 a2 は 882,330 千円で、その内訳は、第4-3表のとおりです。

第4-3表 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位 千円)

区 分	期 間	限 度 額	30年度末 将来負担額
緩衝緑地造成事業費償還	平成2年度から 平成32年度(令和 2年度)まで	8,491,867	864,730
お城本町自動車駐車場等施設購入	平成13年度から 平成32年度(令和 2年度)まで	4,482,936	17,600
合 計 a2			882,330

公営事業会計(公営企業会計を含む。)に係る地方債(公営企業債等)の元金償還金を一般会計等が負担する際の繰入金の見込額 a3 は 44,090,083 千円で、前年度(49,811,943 千円)に比べ 5,721,860 千円減少しています。

会計別の内訳は、第4-4表のとおりです。その主なものは、下水道事業会計に係る 41,309,010 千円で、地方債残高の減少に伴い、前年度(47,452,169 千円)に比べ 6,143,159 千円減少しています。

第4-4表 公営企業債等償還に係る一般会計からの繰入見込額

(単位 千円)

会 計 名	地方債 残高 (1)	準元金償還金 / 元金償還金 (3箇年平均) (2)	30年度末 将来負担額 (1)×(2)
水 道 事 業 会 計	18,565,639	0.025	464,140
下 水 道 事 業 会 計	107,296,132	0.385	41,309,010
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	3,557,103	0.648	2,305,002
介護保険(介護サービス)事業特別会計	11,931	1.000	11,931
合 計 a3			44,090,083

組合等の地方債の償還に係る本市の負担等見込額 a4 は 352,675 千円で、その内訳は、第4-5表のとおりです。

第4-5表 組合等が起こした地方債の償還に係る一般会計等負担等見込額

(単位 千円)

組 合 等	28年度	29年度	30年度
にしはりま環境事務組合	302,406	273,381	244,053
中播衛生施設事務組合	192,564	150,737	108,622
合 計 a4	494,970	424,118	352,675

退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額 a5 は 28,039,913 千円で、勤続期間等別の内訳は第4-6表のとおりです。

一般職に属する職員の退職手当支給予定額は、給料月額に勤続期間に応じて定められている支給率を乗じた額の合計である基本額と、姫路市職員退職手当条例第6条の4に定める調整額とを合計したものです。

第4-6表 退職手当負担見込額

(単位 人、千円)

区 分		30年度末将来負担額			
勤続期間		10年未満	10年以上 25年未満	25年以上	計
一般職に 属する職員	職員数	981	1,347	1,204	3,532
	基本額	571,253	7,699,056	16,331,174	24,601,483
	調整額		907,595	2,467,533	3,375,128
	支給計	571,253	8,606,651	18,798,707	27,976,611
特別職に属する職員					63,302
合 計 a5					28,039,913

本市が設立した法人等の損失補償に係る一般会計等負担見込額 **a6** は 475,290 千円で、その内訳は、第4-7表のとおりです。

第4-7表 設立法人の負債額等負担見込額

(単位 千円)

区 分	法人名、制度融資名等	30年度末 損失補償付 債務残高	30年度末 将来負担額
設立法人に係る 損 失 補 償	一般財団法人姫路市まちづくり振興機構	429,960	429,960
制 度 融 資 等 に 係 る 損 失 補 償	小規模企業小口資金融資損失補償	4,539	1,547
	小規模企業支援資金融資損失補償	52,725	8,154
	起業家支援資金融資損失補償	23,313	—
	経営安定対策資金融資損失補償	299,904	35,629
合 計 a6		810,441	475,290

連結実質赤字額 **a7** は、連結実質黒字 (21,431,782 千円) となっているので、計上されません。

組合等連結実質赤字額相当額のうち一般会計等負担見込額 **a8** は、発生していません。なお、算定の対象となるものは、第4-8表のとおりです。

第4-8表 組合等連結実質赤字額相当額負担見込額

組 合 等	30年度末 将来負担額	将来負担額算出の理由
市川町外三ヶ市町共有財産事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
加古川市外2市共有公会堂事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
くれさか環境事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
にしはりま環境事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
姫路福崎斎苑施設事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
中播衛生施設事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
中播農業共済事務組合	—	連結実質赤字相当額はない。
兵庫県後期高齢者医療広域連合	—	連結実質赤字相当額はない。
兵庫県競馬組合	—	連結実質赤字相当額はない。
合 計 a8	—	

充当可能基金額Bは 61,780,863 千円で、前年度（56,883,539 千円）に比べ 4,897,324 千円増加しています。

その内訳は第4－9表のとおりです。主なものは、21世紀都市創造基金 18,469,598 千円、財政調整基金 14,307,238 千円です。

第4－9表 充当可能基金額

(単位 千円)

基金名	基金総額	充当可能額
財政調整基金	14,307,238	14,307,238
減債基金	1,727,269	1,727,269
特別会計等財政健全化調整基金	7,285,182	6,742,925
21世紀都市創造基金	18,469,598	18,469,598
地域社会活性化基金	1,137,123	1,137,123
霊苑えい地清掃基金	494,730	494,730
愛の基金	1,459,802	1,459,802
緑化基金	1,135,918	1,135,918
文化振興基金	1,091,572	1,091,572
美化啓発基金	325,119	325,119
土地開発基金	5,000,000	4,262,103
美術品取得基金	250,000	249,749
介護保険給付費準備基金	4,108,614	4,108,614
国民健康保険財政安定化基金	4,708,050	4,708,050
保健医療推進基金	100,002	100,002
国際交流基金	372,290	372,290
奨学学術振興基金	1,092,761	1,088,761
合計 B	63,065,268	61,780,863

(注) 充当可能基金額に含まれるのは、基金のうち現金預金、国債・地方債・政府保証債等として保有しているものの額であり、貸付金、不動産等として保有しているものの額は含まれません。また、地域振興基金は充当可能基金から除かれるべき基金に該当します。

地方債の償還額等に充当可能な特定歳入見込額Cは 32,647,728 千円であり、前年度(34,341,494 千円) に比べ 1,693,766 千円減少しています。

その内訳は、第4-10表のとおりです。主なものは、都市計画事業の財源として発行した地方債償還に充当されると見込まれる都市計画税収 25,856,066 千円、公営住宅建設の財源として発行した地方債の償還に充当されると見込まれる住宅使用料(賃貸料)等 6,397,252 千円です。

第4-10表 充当可能特定歳入

(単位 千円)

区 分	28年度	29年度	30年度
国 庫 支 出 金 等	—	—	—
地方債を財源とする貸付金の償還金	409,822	401,727	394,410
公 営 住 宅 の 賃 貸 料 等	6,729,023	6,696,060	6,397,252
都 市 計 画 税 収	29,495,946	27,243,707	25,856,066
合 計 C	36,634,791	34,341,494	32,647,728

参考 類似都市との比較

参考として、他都市のデータが揃う平成29年度の健全化判断比率について、本市と類似都市の財政状況の比較を行うこととします。

1 人口40万人以上の中核市との比較

まず、平成30年3月末現在の人口（外国人を含む住民基本台帳人口。以下同じ。）が40万人以上である中核市（本市を含む23市）について、平成29年度の健全化判断比率を比較して図示すると、それぞれ21ページ及び22ページのとおりとなります。

データは、総務省の平成29年度財政状況資料集に基づいており、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率が算出されない場合は、それぞれ所定の算式により算出される黒字額に係る比率を、負の値で示しています。

2 連結実質赤字比率と将来負担比率からみた財政状況

上記の中核市及び兵庫県内の人口10万人以上の都市（本市、尼崎市及び西宮市を除く7市）について、平成29年度の連結実質赤字比率及び将来負担比率の数値を比較して図示すると、23ページのとおりです。

連結実質赤字比率は、地方公共団体のフローの債務負担の重さを表す指標です。

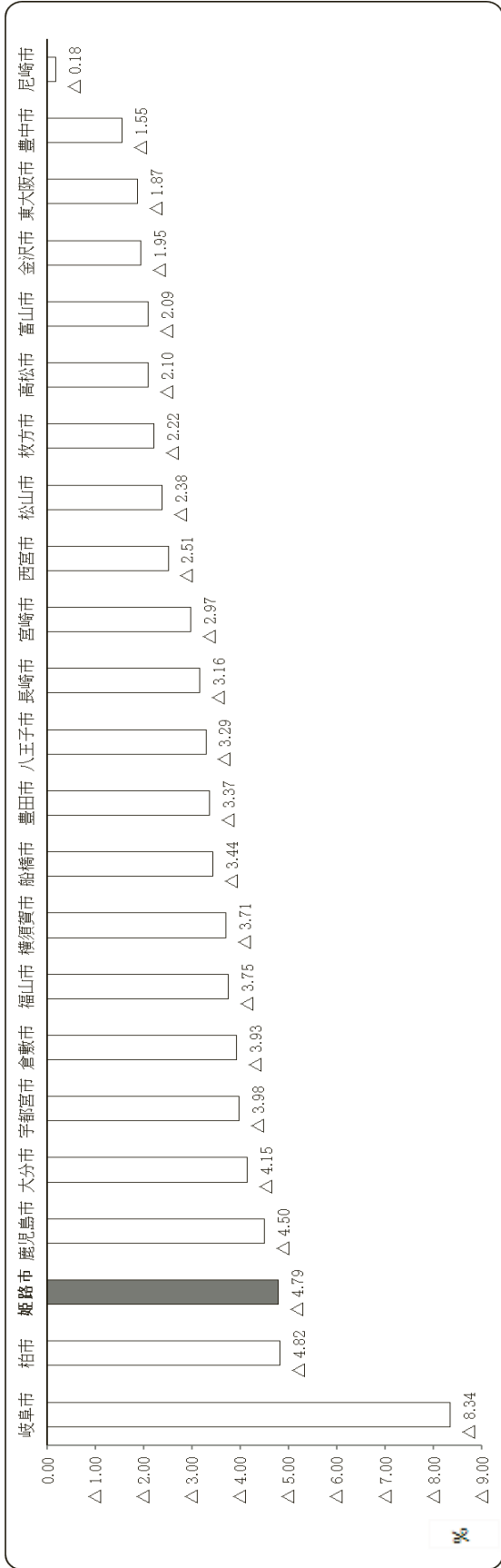
将来負担比率は、地方公共団体のストックの債務負担の重さを表す指標です。

連結実質赤字比率、将来負担比率のいずれも、数値が低いほうが健全とされることから、23ページの図上の「中核市平均」より左下方向に位置しているほど、財政状況は良好であるといえます。

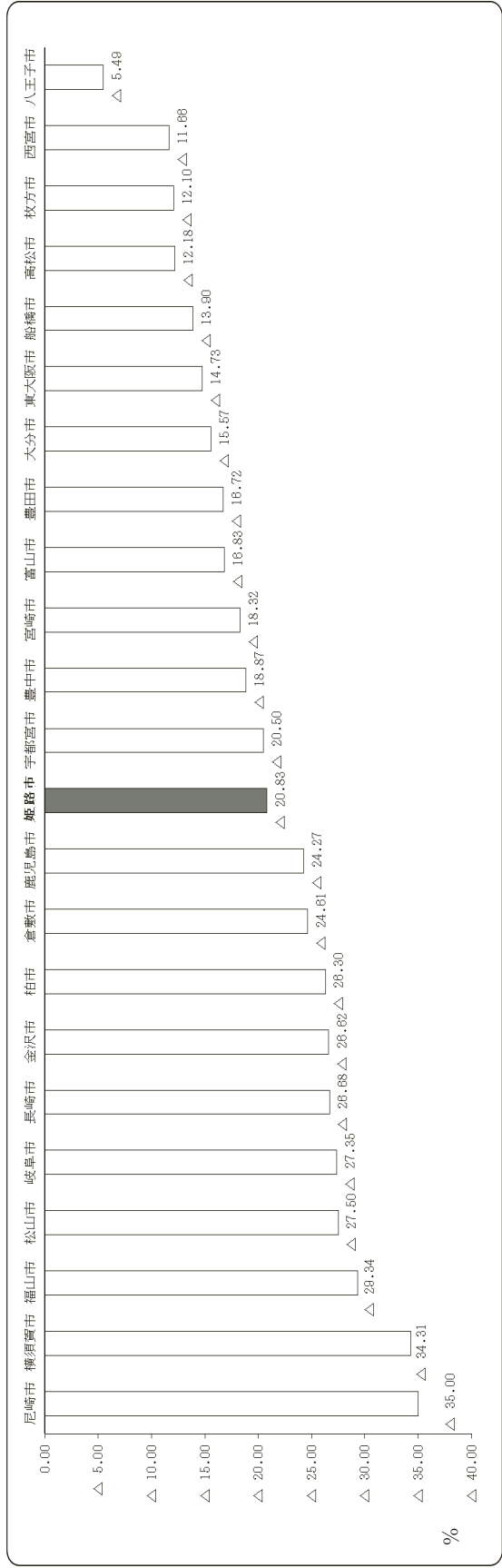
連結実質赤字比率については、各市とも黒字ですが、本市の黒字の比率は20.83%で、中核市の平均値（21.02%）より0.19ポイント低く、図上で「中核市平均」より右に位置しています。

将来負担比率について、本市は3.7%であり、中核市の平均値（41.8%）より38.1ポイント低く、図上で「中核市平均」より下に位置しています。

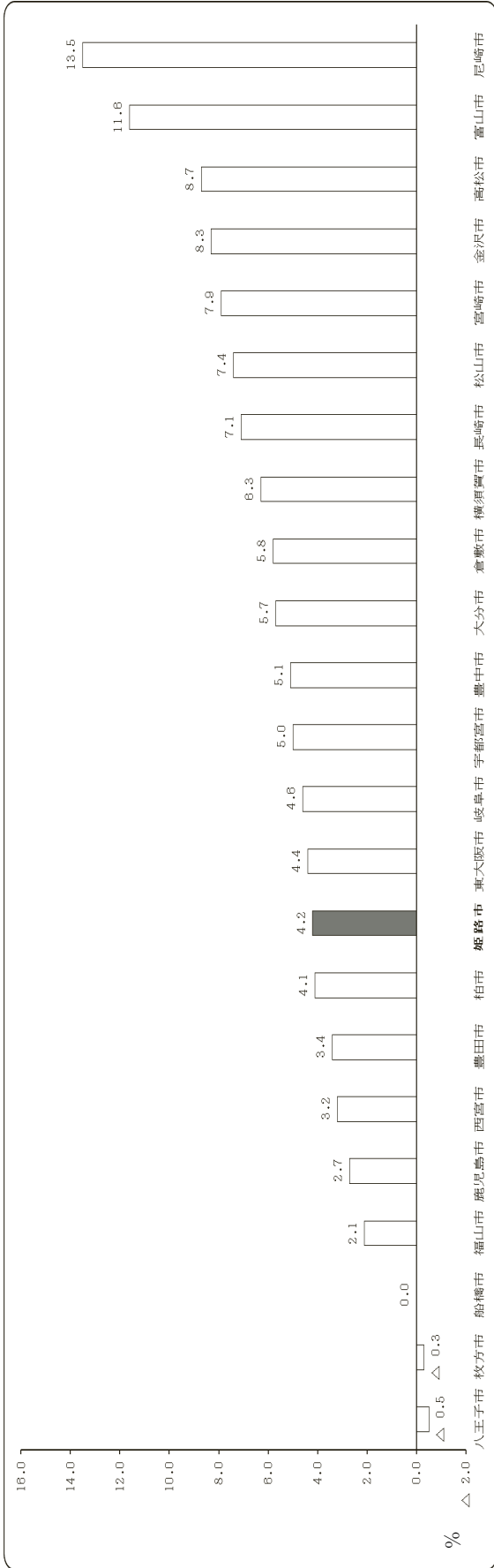
【実質赤字比率】



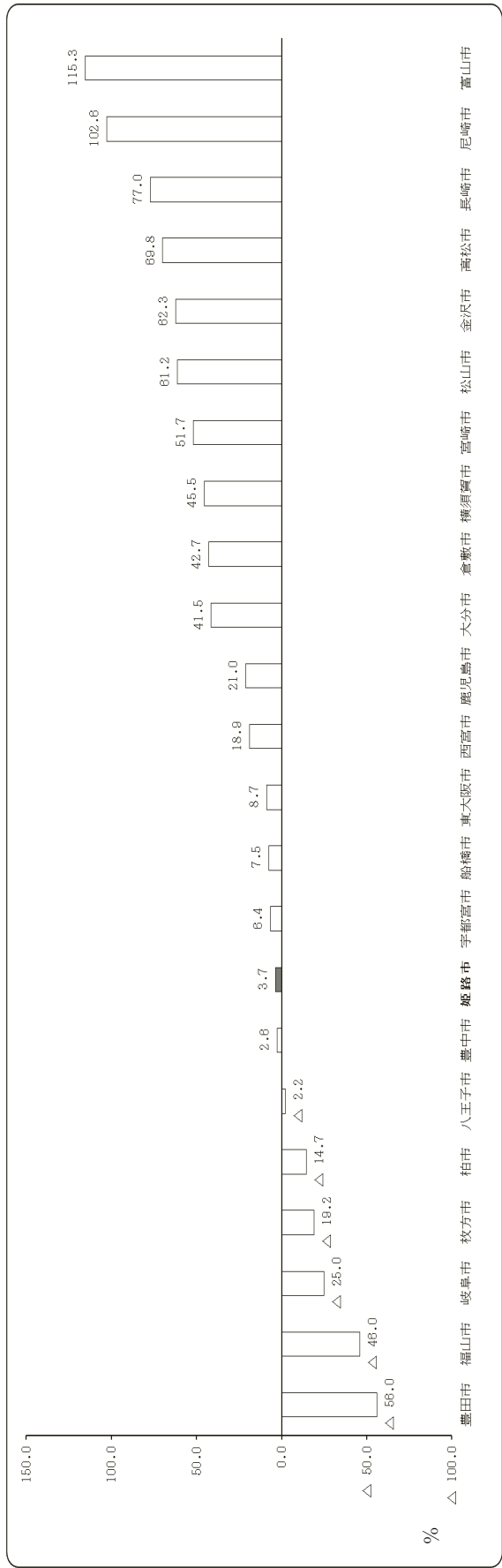
【連結実質赤字比率】

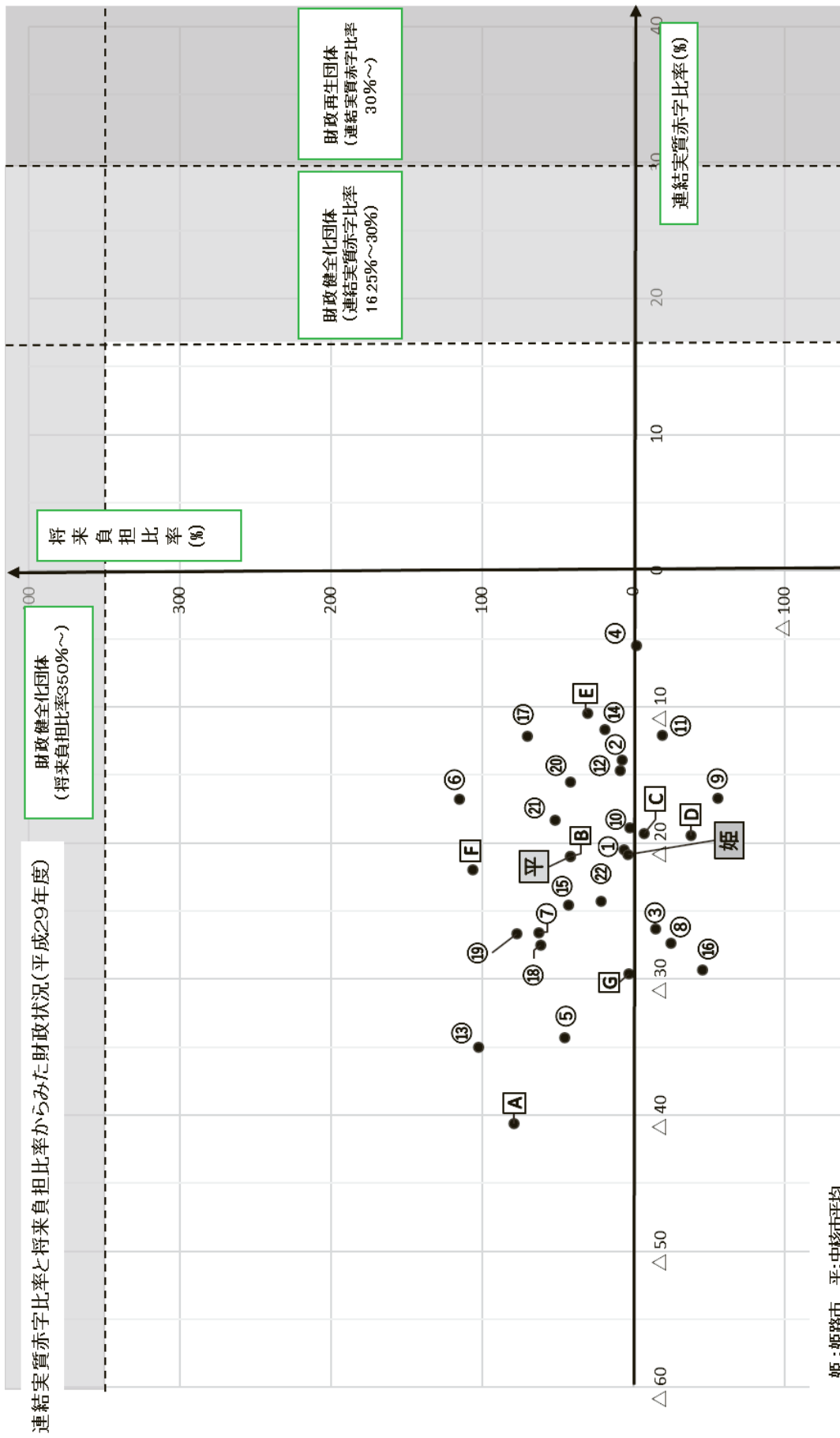


【実質公債費比率】



【将来負担比率】





連結実質赤字比率と将来負担比率からみた財政状況(平成29年度)

- 姫：姫路市 平：中核市平均
- 【中核市(人口40万人以上)】
 1:宇都宮市 2:船橋市 3:柏市 4:八王子市 5:横須賀市 6:富山市 7:金沢市 8:岐阜市 9:豊田市 10:豊中市 11:枚方市 12:東大阪市 13:尼崎市 14:西宮市 15:倉敷市
 16:福山市 17:高松市 18:松山市 19:長崎市 20:大分市 21:宮崎市 22:鹿児島市
- 【県内市(人口10万人以上)】
 A:神戸市 B:明石市 C:伊丹市 D:加古川市 E:宝塚市 F:川西市 G:三田市

※ 総務省の平成29年度財政状況資料集のデータに基づいて作成しています。
 ※ 中核市平均は、平成30年3月末時点の中核市(全48市)の平均値です。

平成30年度 資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和元年6月24日から同年7月31日まで

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各公営企業会計（地方公営企業法を適用していない卸売市場事業特別会計を含む。以下同じ。）に係る決算の審査対象とされた書類を照合し、その適正性について審査しました。

なお、審査の過程では、関係者に対する質疑の方法も併用しました。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

審査の概要は、次に述べるとおりです。

各公営企業会計について資金不足比率の状況をみると、次のとおりとなっています。

(単位 %))

会 計 名	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	経営 健全化 基準
水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	20.0
下 水 道 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
都 市 開 発 整 備 事 業 会 計	—	—	—	—	—	
卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	—	—	—	

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は算出されません。

地方公共団体は、公営企業において資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければなりません。

水道事業会計、下水道事業会計、都市開発整備事業会計及び卸売市場事業特別会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

各会計の資金不足比率の審査結果は次のとおりです。

1 地方公営企業法適用会計

地方公営企業法を適用している公営企業会計については、公営企業の資金不足の状況をはじめとする経営状況を的確に把握できるよう、民間企業並みに企業会計基準が見直され、平成26年度決算より導入されました。

なかでも、勘定科目の見直しにより、財務諸表の流動負債が増える一方で流動資産が減る側面があり、資金不足比率の上昇が懸念されるころでしたが、建設や改良に充てられた企業債や他会計からの長期借入金と同率上昇に大きく影響するため、同率算出の対象から除外されました。

しかしながら、算出方法の全てが会計基準の見直し前と同じ同率の算出方法ではなく、基準見直しの3年間は、通常1年以内に使用される見込みの修繕引当金、賞与引当金等及び貸倒引当金のうち流動資産が減耗するものについては、算入を猶予する経過措置が設けられていました。経過措置が終了した平成29年度からは、比率に算入されるようになりました。

(1) 水道事業会計

(単位 千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
資金不足額 A [= a1-a2-a3+a4 -(a5-a6+a7)]	△5,183,862	△5,568,457	△6,267,432	△6,465,001	△7,472,891
流動負債 a1	2,786,397	2,859,536	2,794,234	2,552,512	1,890,963
控除企業債等 a2	1,160,903	1,136,758	1,047,935	1,115,894	1,141,678
控除引当金等 a3	211,172	233,127	138,493		
算入地方債 a4	—	—	—	—	—
流動資産 a5	6,502,008	6,954,852	7,752,055	7,901,619	8,248,750
控除財源 a6	12,272	17,299	—	—	26,574
貸倒引当金 a7	108,448	120,555	123,183		
事業の規模 B	8,696,054	8,715,725	9,688,266	9,845,996	9,782,253
A / B × 100	△59.6	△63.9	△64.7	△65.7	△76.4
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額Aが △7,472,891 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額A △7,472,891 千円を事業の規模B 9,782,253 千円で割ると △76.4%であり、経営健全化基準の 20.0%を 96.4 ポイント下回っています。

(2) 下水道事業会計

(単位 千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
資金不足額 A 〔= a1-a2-a3+a4 -(a5-a6+a7)〕	△1,896,168	△1,858,226	△1,805,979	△1,634,860	△1,783,431
流動負債 a1	12,210,790	12,152,559	12,501,038	13,795,078	14,754,214
控除企業債等 a2	10,522,721	10,529,681	10,474,119	10,322,047	10,300,511
控除引当金等 a3	65,385	65,636	66,454		
算入地方債 a4	—	—	—	—	—
流動資産 a5	3,443,360	3,339,465	3,703,011	5,107,891	6,237,134
控除財源 a6	—	—	—	—	—
貸倒引当金 a7	75,492	76,003	63,433		
事業の規模 B	10,219,756	10,259,137	10,202,117	10,891,535	11,138,668
A/B×100	△18.6	△18.1	△17.7	△15.0	△16.0
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額Aが △1,783,431 千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額A △1,783,431 千円を事業の規模B 11,138,668 千円で割ると △16.0%であり、経営健全化基準の 20.0%を 36.0 ポイント下回っています。

(3) 都市開発整備事業会計

(単位 千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
資金不足額 A [=a1-a2+a3 -(a4-a5-a6)]	△5,026,261	△4,943,281	△4,958,600	△4,818,641	△4,964,584
流動負債 a1	59,060	239,059	17,093	1,857	3,735
控除引当金等 a2	2,157	1,500	1,600		
算入地方債 a3	—	—	—	—	—
流動資産 a4	5,083,164	5,180,840	4,974,093	4,961,406	4,968,319
土地評価差額 a5	—	—	—	140,908	—
長期借入金 a6	—	—	—	—	—
事業の規模 B	5,382,702	5,584,003	5,534,518	5,541,221	5,583,636
A / B × 100	△93.4	△88.5	△89.6	△87.0	△88.9
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額**A**が △4,964,584千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額**A** △4,964,584千円を事業の規模**B** 5,583,636千円で割ると △88.9%であり、経営健全化基準の 20.0%を 108.9ポイント下回っています。

2 地方公営企業法非適用会計

(1) 卸売市場事業特別会計

(単位 千円、%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
資金不足額 A [= a1 + a2 - a3]	△188,545	△226,927	△252,599	△306,720	△282,412
歳出額 a1	779,833	735,276	1,055,608	3,290,482	1,562,547
算入地方債現在高 a2	—	—	—	—	—
歳入額 a3	968,378	962,203	1,308,207	3,597,202	1,844,959
事業の規模 B	370,763	368,030	366,040	359,867	352,018
A / B × 100	△50.9	△61.7	△69.0	△85.2	△80.2
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

当年度の資金不足比率は、資金不足額**A**が △282,412千円となり、資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

資金不足額**A** △282,412千円を事業の規模**B** 352,018千円で割ると △80.2%であり、経営健全化基準の 20.0%を 100.2ポイント下回っています。

用 語 の 説 明

	用 語	説 明
4 頁	繰 上 充 用	繰上充用は、会計年度独立の原則の例外で、会計年度経過後、当該年度の歳入が歳出に対して不足する場合、翌年度の歳入を繰り上げて、不足分に充てることができる制度です。 算式で示せば、「繰上充用額＝歳出総額－歳入総額＋（継続費逐次繰越額＋繰越明許費繰越額＋事故繰越額－未収入特定財源）」で求められます。
4 頁	支 払 繰 延	支払繰延は、支出義務が発生している債務について、当該年度に支出せず、翌年度の予算から支出することをいいます。
4 頁	事 業 繰 越	事業繰越は、ある年度の歳出予算のうち、諸般の事情により支出負担行為をすることができなかつたものについて、当該年度では不用額とし、次年度で新たに歳出予算に計上することをいいます。
4 頁	標 準 財 政 規 模	地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示します。 算式で示せば、「標準財政規模＝標準税収入額＋地方譲与税額＋交通安全対策特別交付金額＋普通交付税額」で求められます。 2004年度（平成16年度）以降は、臨時財政対策債発行可能額も標準財政規模に加えられています。
8 頁	満 期 一 括 償 還 地 方 債	満期一括償還地方債は、毎年度、元本を返済するのではなく、最終年度に一括で元本を返済する地方債です。 実質公債費比率の算定に際しては、準元利償還金として、満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額が計上されますが、満期一括償還減債基金が十分に確保されていない場合は、別途、その不足分が元利償還金に加算されるため、実質公債費比率の数値が悪化することになります。
8 頁	特 定 財 源	市税等の一般財源に対し、用途が特定されている財源のことで、国・県支出金、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、市債等が分類されます。
8 頁	基 準 財 政 需 要 額	普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政サービスを遂行するために必要な財政需要を、各行政項目ごとに一定の算式で算定したものです。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額に調整率を掛けたものが、普通交付税額となります。 算式で示せば、「基準財政需要額＝測定単位×補正係数×単位費用」で求められます。 なお、測定単位とは、各行政項目の財政需要の大きさを測定するための指標で、人口、道路の面積・延長、生徒数、教職員数等が測定単位となります。 補正係数とは、各地方公共団体における自然的・社会的条件等（人口・面積等）を調整するための係数で、段階補正、密度補正、態容補正等があります。 単位費用とは、測定単位の単価で、標準団体（市町村は人口10万人、面積160km ² ）を設定し、そこで必要とされる財政需要をもとに算定しています。

用 語 の 説 明

	用 語	説 明
9 頁	転 貸 債	地方財政法第5条第2号の規定により地方公共団体以外の者に対して貸し付ける経費（貸付金）について、地方債の対象とする場合に、当該地方債を転貸債と呼んでいます。
10 頁	債 務 負 担 行 為	<p>債務負担行為は、歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり、予算の一部を構成します。</p> <p>会計年度独立の原則の例外で、大規模な建物や構築物の建設事業のように、2～3年で終了する事業に用いることが多いとされています。</p>
10 頁	一 時 借 入 金	<p>一時借入金は、一会計年度内において、歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために借り入れる金銭のことで、当該年度の出納閉鎖日までに償還しなければなりません。</p> <p>歳入歳出予算に計上されるものではありませんが、借入の最高額は予算で定めることとされています。</p>
11 頁	事 業 費 補 正	<p>事業費補正は、基準財政需要額の測定単位に係る補正の一種で、公共事業費の地方負担額及びその財源に充てられた地方債の元利償還金等の一定割合を基準財政需要額に割増算入します。</p> <p>この補正は、公共事業が特定の時期に集中的に実施され、事業費の負担額が多額に上る場合に、基準財政需要額と現実の財政負担に大きな乖離が生じないようにするためのものです。</p>
11 頁	密 度 補 正	<p>密度補正は、基準財政需要額の測定単位に係る補正の一種で、測定単位以外の特定の指標の値の大小により、行政経費が増減するような場合に適用されます。</p> <p>一般的な例としては、人口密度が希薄になるにつれて通信運搬費等が割高となり、また、自動車交通量が多ければ道路・橋梁の維持管理費が嵩むような場合に、これらの事情を反映させて基準財政需要額をよりの確に算定するため、割増率を定め、密度補正の補正係数としています。</p>

